

1920年代前半の社会事業における部落問題

－ 『日本社会事業年鑑』 の記述を中心に －

渡邊 かおり*

はじめに

本稿は1920年代の社会事業において、部落問題がどのように論じられたかについて、『日本社会事業年鑑』の内容を中心に分析することを目的としている。

1917年に起こった世界初の社会主義革命であるロシア革命、1918年に富山県で発生し全国に広がった米騒動、そして同年に終結した第1次世界大戦後の平和協調への国際的な取り組みは、日本における大正デモクラシーの流れを加速させることとなった。1922年には、被差別部落の人びとの社会的差別の撤廃を目指して、部落解放運動の全国組織である全国水平社が創立された。また、この時代には、従来の「慈善」や「救済」ではなく「社会事業」が用語として定着していき、その取り組みも本格化した。

こうした中、1919年に実業家の大原孫三郎によって設立された大原社会問題研究所（現・法政大学大原社会問題研究所、以下「大原社研」と略記）は、1920年から1926年（大正9年から大正15年）にかけて、日本で初めて社会事業に関する科学的な分析を試みた『日本社会事業年鑑』を発行した。この年鑑の中で、当初、部落問題は「細民部落改善」として内務省の動向や融和団体が中心に取り上げられたが、1922年に全国水平社が創立されると「地方改善」という言葉が使われるようになり、以降は融和団体や政策動向だけでなく、全国水平社や水平運動の動向も取り上げられるようになった。

以上を踏まえた上で、本稿では『日本社会事業年鑑』の記述を中心に、1920年代前半の社会事業において、部落問題がどのように論じられたかについて明らかにしていきたい。

第1章 部落問題・社会事業の動向

まず、『日本社会事業年鑑』の内容を分析する前提として、全国水平社が創立される前までの部落問題および社会事業の動向、そしてその接点と、『日本社会事業年鑑』を発行した大原社研の設立経緯と年鑑の概要について確認する。

第1節 部落問題と社会事業の接点

1871年10月12日（明治4年8月28日）に、太政官から賤民身分を廃止する布告（いわゆる「解放令」）が出されたが、それ以降も続く被差別部落の抱える問題に対し、最も早い時期から取り組んだのは被差別部落に住む人びとであり、その取り組みは、岡山の備作平民会（1902年結成）など全国各地でみられた。さらに1903年には、関東、関西、四国、九州地方から参加者を得て、全国的規模での部落改善運動の組織として大日本同胞融和会が結成された。

こうした中、日露戦争を契機として、国家政策として被差別部落の問題に取り組む必要性がうまれた。それは、日本は日露戦争に勝利したが賠償金を得ることができず、帝国主義列強に並ぶべくさらなる軍備拡張に向けて増税を行う必要があったためである。そこで、税の滞納を無くし、民衆の生活習慣や風俗の改良、国民に勤勉を求めることを狙いとして、1908年に戊申詔書が発せられた。この詔書に基づき、国民生活の窮乏化を改善し、日本の帝国主義的發展を支える地方（市町村）の確立を目指す地方改良運動が行われた。地方改良運動を進めるにあたり、政府は町村間で成果を競わせたため、被差別部落が問題を抱えた存在として認

識されるようになった。また、地方改良運動の開始と同時に、救済に頼らなくても済む良民の育成指導を目指す感化救済事業にも着手されたが、ここでも被差別部落の存在が問題とされ、内務省が部落改善政策を進める契機となった。

内務省は1907年に初めて地方改良事業の一環として「部落の現況調査」を行ったが、1908年には内務省嘱託であった留岡幸助が感化救済事業講習会において部落問題を講じた。留岡は内務省の部落改善政策の中心となり、留岡の主張する被差別部落の人びとを移住させるという考えは、以降の部落改善の取り組みの中で重視されていった¹⁾。さらにその後も、細民部落改善協議会の開催（1912年および1919年）、部落問題も含めた社会事業講習会の開催（1913年）、内務省による社会事業団体・部落改善団体等261団体に対する奨励助成金選奨状の下附（1920年）などが行われた²⁾。また、このような政策と並行して、1914年6月に部落の思想善導を目指すことを目的として帝国公道会が創立され、被差別部落の人びとに対し、一般の民衆から同情されるようなふるまいを求める融和運動も進められた。

そうした中、1919年に行われた第41回帝国議会では、初めて部落問題が取り上げられ、代議士福井三郎によって部落改善の予算を求める建議が行われた。さらに1920年の第43回帝国議会では、地方改善費の予算として5万円が初めて計上された。つまり、政治の場面においても、被差別部落の問題が看過できない問題とされ、従来のように精神的な運動だけでなく、国家予算をあてて被差別部落の問題に取り組むようになった。

こうした内務省による部落改善への取り組みが進められていた時期は、近代社会事業の成立の時期と重なっている。たとえば、1908年10月に設立された中央慈善協会は、1921年3月に社会事業協会に、さらに1924年3月には財団法人中央社会事業協会に改称し、活動を進めることになった。また、1918年6月に発足した内務省の救済事業調査会は、1921年1月に社会事業調査会に改称している。これらの例にみられるように、1920年前後を境に、従来の「慈善」や「救済」ではなく「社会事業」という言葉が使用される機会が増えた。つまり、従来は慈善や救済として進められていた活動を、社会事業として捉えなおし、政策として対応するようになったのである。

このように、大正時代中後期、すなわち1910年代後

半から1920年代前半は、近代的な社会事業の成立期といえるが、当時の社会事業が対象とする事柄は現在の社会福祉と比べて非常に多様であった³⁾。また今日では、社会福祉の領域で被差別部落の問題が取り上げられる機会は極めて少ないが、成立期の社会事業は被差別部落の問題にも積極的にかかわっていた。後述するように、大原社研が編集した『日本社会事業年鑑』では部落問題がすべての年で取り上げられていたし、全国水平社が創立された翌年の1923年8月には、社会事業協会の中に地方改善部が設置され、内務省社会局嘱託の今井兼寛や三好伊平次が主事として活動した。また、1925年に中央社会事業協会地方改善部が廃止され、新たに中央融和事業協会が設立されたが、そこで理事として活動した穂積重遠は、後の1938年に社会事業研究所の所長になった。あるいは、東京府社会事業協会が発行した『社会福利』には、山本正男、宮地久衛、井上哲男ら融和事業にかかわった人びとが融和に関する論文を発表している。つまり、成立初期の社会事業の領域においては、融和事業を中心とした部落問題がしばしば取り上げられていたのである。

第2節 大正版『日本社会事業年鑑』の特徴

次に、本稿で分析する『日本社会事業年鑑』の特徴について確認する。『日本社会事業年鑑』には、大正期に発行されたものと昭和期に発行されたものがあり、発行所や編集方針に違いがある。本稿で取り上げるのは大正期に発行された『日本社会事業年鑑』（大正9年版から大正15年版⁴⁾）であり、大原社研が編集したものである⁵⁾。

大原社研は、実業家の大原孫三郎（1880年～1943年）によって1919年に設立された。大原は倉敷紡績等の社長を務めながら、社会・文化事業にも熱心に取り組んだ。そして大原社研をはじめ、倉敷中央病院（現在の倉敷中央病院）、倉敷労働科学研究所、大原美術館等を設立するなど、幅広い事業を行った。また、1900年に岡山孤児院を設立したキリスト教徒の石井十次（1865年～1914年）と相知りあい、その活動に感銘を受けた。石井は1902年に岡山孤児院大阪事務所を設置し、愛染橋保育所、夜学校、同情館等を次々に開設するなど積極的な活動を行った。大原は石井から強い影響を受け、キリスト教の洗礼を受けている。

その後、1914年に石井が他界すると、大原は岡山孤児院大阪事務所を拡張して財団法人石井記念愛染園を設立し、隣保事業を開始した。愛染園の理事となった

小河滋次郎のすすめによって、大原は園内に救済事業研究室を付設したが、これが大原社研の前身となっている。また、ここで勤務し児童問題を研究していた高田慎吾は、のちに大原社研で『日本社会事業年鑑』の編集に携わることになる。

大原は、石井の死後に一時的に岡山孤児院の院長を引き受けたが、その経験を通じて個人の努力で困窮者を事後的に救済しても社会に広がる病理を克服することは不可能だと考え、慈善、救済的な活動ではなく社会の根本を改良して問題の芽を摘み取る防貧的活動を行いたいと強く思うようになった⁶⁾。そうした中、1918年に米騒動が起き、農民運動や労働運動が広がる中で、徳富蘇峰、谷本富らの後押しもあり、研究所の設立に至ったのである。

設立当初の大原社研の事務所は、大阪市南区下寺町石井記念愛染園内に置かれたが、1920年5月3日に大阪市天王寺区伶人町24番地に研究所を新築し移転している⁷⁾。その後、1937年に東京市淀橋区柏木（現在の東京都新宿区）に再度移転するが、大原社研が大阪に設置されていた1920年から1937年にかけてという時期は、全国水平社の創立、その後の糺弾闘争などで部落問題が社会に広く知られるようになった時期でもある。この間、大原社研の研究者らは、被差別部落や水平社にかかわる様々な資料を収集し、『日本社会事業年鑑』でも部落問題について取り上げた。全国水平社創立の際に印刷・配布され、現在は全国に3部しか残っていないとされる文書「全国水平社創立大会 綱領 宣言 則 決議」の1部⁸⁾、京都千本地域の「千本水平社」の幟旗⁹⁾、戦前の水平社が作成した複数のポスターなどは空襲でも焼失を免れ、今日も大原社研で保管されている¹⁰⁾。被差別部落は近畿以西に多く、全国水平社発祥の地も京都であるが、大原社研が大阪に設置されていたことで、研究者らは部落問題への取り組みが進められる状況を見聞しながら、資料を積極的に集めて『日本社会事業年鑑』の編集にも活用したと考えられる。

1920年3月になると、大原社研の初代所長として高野岩三郎が就任した。高野は、東京帝国大学経済学部在籍していた1919年に、ILOが開催する国際労働会議への労働者選出問題¹¹⁾で東京帝国大学を辞職しており、大原社研での仕事に専心した。また、他の委員、研究員、研究嘱託として、京都大学教授の河田嗣郎、京都大学講師の米田庄太郎、森戸事件によって東京帝国大学を去った森戸辰男と大内兵衛、方面委員制度を

創立した小河滋次郎、アメリカで牧師として活動をした経験を持つ大林宗嗣らが集まった。このように、社会科学系の研究者が集まった大原社研は、次第に大原が望んでいた社会改良のための実践的な調査研究というよりも、マルクス主義を中心とした学術研究に特化していき、政府や保守的な資本家達から危険思想の培養所と見られるようになった。しかし、大原は、学者や専門家を信頼して丁重に扱い、運営や研究に一切口出しをしなかったという¹²⁾。

このような自由な研究環境の中で、大原社研は1920年より、『日本労働年鑑』、『日本社会衛生年鑑』とともに、『日本社会事業年鑑』を発行した。後の昭和版『日本社会事業年鑑』は、財団法人中央社会事業協会が発行したのに対し、大正版『日本社会事業年鑑』は、大原社研という民間の研究所によって、日本で初めて社会事業に関して科学的な分析を試みた年鑑として発行されたという特徴がある。創刊号（大正9年版）の『日本社会事業年鑑』は1,000部印刷されたが、売れ行きが悪く、終刊まで赤字が続いた。だが、1920年から1926年にかけて発行された『日本社会事業年鑑』は、成立期における社会事業の状況を記録しただけでなく、後述するように、当時の社会事業が部落問題に向き合う様子を記録した貴重な文献でもある。

第2章 『日本社会事業年鑑』における部落問題

次に、『日本社会事業年鑑』において、部落問題がどのように取り上げられていたかについて確認する。『日本社会事業年鑑』における部落問題の記述は、全国水平社の創立（1922年、大正11年）の前後で大きく異なる。具体的には、全国水平社創立以前には、内務省が主導する部落改善事業や融和運動についての記述が中心であったが、全国水平社創立以降は、それらに加えて水平社関連の取り組みも必ず付記されるようになった点である。ここでは、以下、全国水平社創立以前（大正9年版から大正11年版）と全国水平社創立以後（大正12年版から大正15年版）の動向に分けて、『日本社会事業年鑑』で部落問題がどのように論じられたかについて確認する。

第1節 全国水平社創立以前

(1) 部落の概況

部落の概況については、『日本社会事業年鑑』（大正9年版）から『日本社会事業年鑑』（大正11年版）まですべての年鑑で触れられているが、被差別部落に対す

る呼称としては「細民部落」という言葉が使用されている。「細民部落」とは、大正期に行政用語として使われた部落の呼称で、1912年に内務省で開かれた細民部落改善協議会のときにそれまで使用されていた「特殊部落」、もしくは「特種部落」に代わって正式に使用されたものである。『日本社会事業年鑑』(大正9年版)から『日本社会事業年鑑』(大正11年版)では、「細民部落概況」、「細民部落改善」などの項目があり、すべての年で1919年1月の内務省調べの部落に関するデータが取り上げられている。ここでは『日本社会事業年鑑』(大正9年版)に掲載されているデータを元に部落の概況を確認する。

1919年1月の内務省調べによると、全国の細民部落数は5,294、その人口総数(本籍人口)は約90万の多数であるとし、大体において近畿以西の地に多く、東北地方に行くに随ってその数を減じているとしている。地方別に見ると、「兵庫県の11万人を中心にした関西地方」が約50万人、「群馬の2万3千人埼玉の3万人を中心にした関東から奥羽にかけた地方」が約9万人、「此両地の間即ち静岡の1万2千長野の3万2千富山の1万を中心にした中部地方」が約6万人、「四国地方」が約13万人、「九州地方」が約12万人となっている。また、職業別には農業が4割5歩、雑業が2割、労働が1割5歩、商業が1割、工業が6歩、漁業が4歩で、「其半数が農業に従事してゐる」とある¹³⁾。

(2) 部落改善事業団体・個人への表彰

部落改善事業については、1905年に三重県が最初に着手し内務省も1907年より着手したが、政府は具体的な施策は地方庁に任せ、講習会と表彰制度にその力点をおいた。1913年の社会事業講習会においては、部落問題が取り上げられた。さらに、部落改善の担い手を養成するために、各地で部落改善に取り組む功労者や団体への表彰が行われた。表彰は指導者を政策意図に協力させるためのもっとも安上がりな方策であったとされている¹⁴⁾。

『日本社会事業年鑑』(大正9年版)では、「此の種部落は因習の久しきものあり、之れが改善事業は眞に容易なものではないが、地方に於ては部落民の篤志家又は教育家、宗教家、警察官、町村長等の尽力に依りて改善の実を挙げたる事蹟は少からずある。此の改善事業は直接には府県の指導、奨励に依るものであるが、内務省に於ては多年意を是れに注ぎ、部落生活状態の調査、改善方法の研究、改善団体の表彰等に依りて鋭

意部落の改善を促して来た」と説明されている¹⁵⁾。

さらに、『日本社会事業年鑑』(大正9年版)には、「内務省細民部落改善団体表彰」の項目がある。そこでは、「内務省に於ては従来細民部落改善に蓋したる団体に対し、年々奨励金を交付したが、本年も亦2月11日紀元節に左の団体に対し奨励金を交付した」とし、兵庫県加古郡鳩里村南備後の進善会をはじめ、7つの団体の名称が記されている¹⁶⁾。また、『日本社会事業年鑑』(大正11年版)にも「部落改善者奨励」の項目があり、「内務省社会局にては予て部落改善事業奨励の意味で其の功労者を表彰すべく調査中であつたが、左記の如く17人を銓衝決定し」たとあり、京都市改善同盟一心会の代表者北田輝をはじめとする17名に、金100円から300円の奨励金を交付した¹⁷⁾。このように、部落改善事業においては、部落改善団体や功労者への表彰が重視されたのである。

(3) 融和運動

融和運動とは、部落差別の原因を一般社会にも求め、部落の改善に加えて社会との融和の実現を目指して、官・民合同で行われた運動である。とりわけ1912年8月に奈良で創立大会を開いた大和同志会は、従来の部落改善政策を批判し、一般社会に対しても融和を求めた。これを受けて各地で同志会が作られ、1914年6月には、各地の同志会の中央組織としての性格を持つ帝国公道会が創立総会を開いている。その後、帝国公道会は財政難から活動が停滞したが、1918年7月に米騒動が起きると、大江卓ら幹部は内務省の意向を受けて、全国の部落を視察巡回して事態の沈静化を図った¹⁸⁾。『日本社会事業年鑑』(大正9年版)には、1919年2月23日に東京市築地本願寺で行われた帝国公道会主催の同情融和大会についての報告があり、大江が朗読した「宣言書」と「決議」も掲載された¹⁹⁾。

また、『日本社会事業年鑑』(大正10年版)には、「大木帝国公道会長の細民部落改善意見」が取り上げられている。これは1920年9月25日の地方長官会議において、大木遠吉が部落改善に関する抱負を述べて、これに対する地方長官の意見を求めたというものである²⁰⁾。そこで大木は、被差別部落の人びとについて、「彼等の多くは陋巷茅屋に住み制限せられた或る種の職業に従ひ不平不満に呻吟しつゝ、社会を呪咀して居る、危険思想の胚胎するも亦故ありと云ふべきで少くとも彼等が危険思想を受るべき素質を持つて居るに見ても将来此の儘放置するは啻に人道上的問題ばかりでなく社会

政策の立場から云つても甚だ策の得たものではない」と発言した²¹⁾。このように、大木は融和運動にかかわりながらも、被差別部落の人びとを「危険思想を受入れるべき素質を持つて居る」と表現している。帝国公道会については、華族や政財界が総動員されたが、実際に活動に加わったのは大江卓や岡本道寿らごく少数であり、ほかの「名士」はほとんど無関心であったという²²⁾。大木の場合も、米騒動後、被差別部落の人びとが立ちあがることへの危機感から巡回を行っており、融和を進めようとする動機には治安対策の目的もあった。

1921年5月には、有馬頼寧（1884年～1957年）が会長となって融和団体である同愛会が発足した。有馬は、伯爵有馬頼萬の子として生まれ、東京帝国大学で学び、卒業後は欧州への外遊を経て母校の東京帝国大学で教鞭をとっていた。そしてロシア革命や米騒動が起こる中で、華族として皇族を守る義務を痛感し、多額の私財を投じて貧民の救済に乗り出していた。『日本社会事業年鑑』（大正11年版）には、「因襲上の差別を撤去して、国民の結合融和を図る為め」に、同愛会が設立されたとあり、同愛会のいう結合融和を図るとは、「部落の人々に対する物質的援助や形式的融和ではなく、唯国民が眞の愛に依つて結び合ひ、形式的にも亦実質的にも細民部落なるものを全然削除してしまう」ことと説明された²³⁾。他の融和団体と同様に、同愛会も当初は治安対策を重視していたが、後に全国水平社が創立されるとその主張を支持し、全国水平社との連携を試みた。同愛会に参集した人は東京を中心とした関東の部落民衆であったが、社会事業家にも共鳴者を持ち、東京市社会教育課長大迫元繁や大阪北市民館長志賀支那人も参加していた²⁴⁾。その後、1925年2月には、同愛会が中心となって、帝国公道会など16の融和団体が加盟して全国融和連盟が結成された。

(4) 各地の状況

『日本社会事業年鑑』（大正10年版）には、「大阪府の部落改善方針」と「岡山県の部落改善協議と協和会の創立」の項目があり、それぞれ大阪と岡山の状況を取り上げるなど、府県レベルでの取り組みについても触れられている。まず、「大阪府の部落改善方針」では、大阪における部落の改善について、「今日迄殆んど之が改善施設に関して着手された事なく、僅かに各部落の青年団の発達並大阪市内其の接続部落に改善専任警察官を配置して居るに過ぎず改善上遺憾な点が多かつ

た」としている。そして「府は昨年始めて大正9年度の改善費予算として2千円を計上し」、「其の最初の試みとして府社会課に於て改善施設の方法及経費の用途を研究調査し大体の方針として、先づ教育並に衛生の改良発達を促進する事に決した」とあった²⁵⁾。また、平均学齡児童就学歩合が部落では9割で、中途退学が3割いることから、児童の就学を奨励する必要があると述べられていた。

また、「岡山県の部落改善協議と協和会の創立」では、岡山における従来の部落民を中心とした「同志会」について、「本年の春以来此の同志会の有名無実なるを遺憾として、大原孫三郎氏を中心に、部落の代表者の間に、部落改善の新運動を起す事の協議を重ねてみた」とし、1920年7月23日に県当局と共に部落改善協議会を開いて、「教育の普及向上を計るべく不就学不出席児童を出さざる事」等8項目が議せられた。だが、「議論百出して容易に決せられなかつたので先づ内容の充実した新団体を組織するの議が提出された」としている。さらに、その新団体として、岡山県協和会が9月19日に創立され、大原孫三郎が会長に就任したとある²⁶⁾。岡山県協和会は、全国に先駆けて結成された官民合同の融和促進機関であり、同胞同愛、教育、生活改善、経済的組合活動を主な事業とした。この記録に見られるように、大原は様々な事業を行う一方で、融和促進にも自ら積極的にかかわっていた。前述したように、大原は大原社研の運営や研究に口出しをしなかったが、研究員たちは大原が部落問題に取り組む様子を『日本社会事業年鑑』に記録していたのである。

以上が、全国水平社創立以前に発行された『日本社会事業年鑑』における部落問題の主な記述である。まとめると、1907年から内務省の主導により、部落改善事業が進められていたが、その取り組みは講習会の実施や部落改善団体や功労者への表彰が中心であった。また、米騒動以降、1921年2月に帝国公道会が第2回同情融和大会を開催するなど、融和運動が進められていった。このように、初期の『日本社会事業年鑑』では、内務省の進める部落改善事業や、帝国公道会のように内務省と関係の強い融和団体や融和運動の動向が主に取り上げられていた。

第2節 全国水平社創立以後

(1) 地方改善事業

全国水平社創立以前に発行された『日本社会事業年

鑑』では、部落問題は「細民部落」という項目で取り上げられていた。しかし、『日本社会事業年鑑』（大正12年版）からは、「地方改善」という項目で取り上げられるようになった。この背景には、従来の部落改善事業の「部落」という言葉の使用には批判があり、その改称について議論が行われていたが、1922年に全国水平社が創立されると、内務省は1923年から部落改善事業に代わって、地方改善事業という用語を使用するようになったという事情があった。『日本社会事業年鑑』（大正13年版）には、「地方改善とは所謂部落改善を意味するものである。（中略）部落改善の第一歩は先づ此の差別的名称からの解放でなければならぬ、因襲的偏見が打破されない限り、部落民は如何に自覚し得てもやはり永遠に部落民として別視されるに相違ない」という説明がある²⁷⁾。

地方改善事業として行われているものとして、『日本社会事業年鑑』（大正13年版）では、多少地方の状況によって異なると前置きした上で、改善機関、教育振興、衛生状態改善、住宅改良、経済状態改善、出稼及移住の奨励、融和宣伝、講和等を挙げている。また、政府は大正9年度以降に各府県に奨励金を交附してきたが、その額は毎年増額され、本年度（1923年度）は49万1千円の予算を計上したとある。そして、「これ最近水平運動の優勢なるに対し、政府は従来の消極的政策を捨てて積極的政策を採ることとなつたと考へられる」という分析もなされていた²⁸⁾。また、翌年の『日本社会事業年鑑』（大正14年版）には、「地方改善事業に関する道府県主任者の事務打合会は毎年社会局の開催する所であるが、本年は中央社会事業協会の主催として9月11日から2日間社会局に於て開催された」とある²⁹⁾。その事務打合会においては、融和促進に関する意見の交換、地方改善事業講習会や懇談会の開催、生産資金貸付、移住希望者斡旋等についての協議が行われた。

(2) 全国水平社創立とその影響

1922年3月3日に全国水平社の創立大会が京都で行われ、綱領、宣言、則、決議が可決された。とりわけ、「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」で始まる宣言は、日本初の人権宣言であり、被差別マイノリティが発した世界初の人権宣言と言われている³⁰⁾。全国水平社の創立は、部落民の自主的な解放運動を促したが、これを受けて内務省では従来の融和政策の見直しを迫られるようになった。

こうした被差別部落を取り巻く状況の変化は、『日本社会事業年鑑』の記述にも表れていた。全国水平社創立の翌年に発行された『日本社会事業年鑑』（大正12年版）には、従来のように部落改善事業や融和運動の動向を記述するのみならず、執筆者の水平運動に対する意見が述べられた。そこでは、「本年の部落改善事業に関する主たる事項は、例年と余り異なる所は見当らない。然し特に注意せねばならないものは、部落民の組織せる水平社の水平運動である。（中略）或は水平社の運動方法の如何を非難するものもあるが、其運動方法の良否は別として、部落民自身の自覚に依り、『己れのこと己れで始末する』と云ふ様な主義に依つて水平社が組織されたことは、喜ばしいことであつて現在の改善事業と水平運動とが協調し、相俟つて共に部落の解放及改善に従事する時は、其等の事業は更に効果あるものとなるであらう」とあった³¹⁾。このように、『日本社会事業年鑑』（大正12年版）では、全国水平社の創立を「喜ばしいこと」と表現している。

また、先に引用したとおり『日本社会事業年鑑』（大正13年版）には、「最近水平運動の優勢なるに対し、政府は従来の消極的政策を捨てて積極的政策を採ることとなつたと考へられる」という記述があった。さらに、『日本社会事業年鑑』（大正14年版）には、水平運動について、「水平運動は、大正11年の春、京都に於て水平社の組織せられてから、忽ち猛火の如き勢を以て、全国に弥漫し、部落民の自覚を促すと共に、又、社会の反省を喚起するに至つた。而して政府は更に改善方策を講じ、融和促進を計るために、各府県に半私半公的の融和機関を組織せしめ、之を中央社会事業協会に於て指導統一せしむることにした」と説明している³²⁾。これらの記述から、『日本社会事業年鑑』の執筆者たちは、水平運動が政府の改善政策をはじめ、社会に大きな影響を与えたと評価していることがわかる。

(3) 社会事業協会の取り組み

水平運動の広がりを受け、全国の融和機関は社会事業協会（1924年3月より財団法人中央社会事業協会）のもとで指導統一されることになった。社会事業協会による融和促進事業については、『日本社会事業年鑑』（大正13年版）で取り上げられている。そこでは、「社会事業協会に於ては、兼て融和促進事業部を設置して、地方改善事業に努力するの計画を樹て、準備中であつたが8月28日から愈々同協会内に事務を開始した。今井兼寛氏及三好伊平次氏主事として専ら業務に従事

されてゐる」と説明された³³⁾。こうして、社会事業協会に地方改善部が設置されたが、そこで実行すべき事業として、地方における講習会、講演会、相談会等への講師の派遣や紹介、講習会、講演会、懇話会の開催、小冊子其他印刷物の頒布、産業組合及消費組合の発達の助成と促進、移転移住等の希望者に対する便宜の取扱、調査研究等が挙げられた。

地方改善部で活動した三好伊平次(1873年～1969年)は、1902年に備作平民会を結成して総務となり、1903年に発足した大日本同胞融和会の幹事になるなど、部落の生活改善に向けた取り組みをしていた。しかし、民間の運動だけでは部落問題の解決は不可能であると考え、官民一体の融和政策を重視するようになった。そして岡山県庁を経て1921年に内務省社会課に入り、部落問題担当主事として融和事業の促進を図っていたが、1923年より地方改善部で実務を担当するようになったのである。地方改善部の理念や運動は同愛会のそれに近いものであり、水平運動に対しては好意的であった。

だが、地方改善部は、1925年に廃止されることになった。その経過について、『日本社会事業年鑑』(大正15年版)には、「従来政府は地方改善事業を中央社会事業協会地方改善部に一任してゐたが、更に融和事業の徹底を期する為に、本年9月22日之を廃して新たに中央融和事業協会を創立した」とある³⁴⁾。中央融和事業協会は、会長を平沼騏一郎とし、1925年の事業として、融和促進に関する調査研究、講師の派遣、講習会、協議懇談会の開催、産業及教育の奨励、移住者及転職者の斡旋等が主なるものとして挙げられた。

以上が、全国水平社創設以後に発行された『日本社会事業年鑑』における部落問題の主な記述である。全国水平社創立の影響は大きく、以降の地方改善政策は一層の取り組みが求められるようになった。また、社会事業協会に地方改善部が設けられたことにより、社会事業として部落問題に取り組む動きが具体化した。ただし、1925年に中央融和事業協会が創立されると、社会事業の領域において部落問題に対する関心が失われるようになった。次に、中央融和事業協会の創立とその影響について検討したい。

第3章 中央融和事業協会の創立

第1節 中央融和事業協会の創立と活動

全国水平社は創立当時、部落改善事業は被差別部落

の人びとにとって恩恵的であると批判的にみなしていた。だが、内務省は全国水平社に対抗するために、1923年に内務大臣訓令を出して地方改善費を大幅に増額した。そうした中で、1923年8月に社会事業協会に地方改善部が設置され、地方改善の促進が行われた。従来の部落改善事業より講習会が行われていたが、地方改善部も講習会を重視した。具体的には、全国を中国、九州、東海、近畿、北陸、関東の6区に分け、各開催地府県と共同して5日間の地方改善事業に関する講習会及び懇話会を開催した。たとえば、1923年12月3日から7日まで広島市立町崇徳教社で開催された融和事業講習会における科目は、「社会事業一般」(4時間)、「日本民族発達史」(6時間)、「教育及宗教上より見たる地方改善事業」(5時間)、「人間意識の発達」(5時間)、「文化史上より見たる差別観の運命」(3時間)、「地方改善事業の根本精神」(2時間)、「地方改善事業の実際及実験談」(2時間)というものであった³⁵⁾。このように、社会事業協会に地方改善部が置かれたことで、融和事業講習会の科目の1つとして「社会事業一般」が設けられるなど、社会事業の領域から被差別部落の問題に取り組む体制が作られつつあった。

だが、1925年9月に地方改善部は廃止され、新たに中央融和事業協会が創立された。その背景には、全国融和連盟の広がりがあった。全国融和連盟は、同愛会が中心となって16団体の加盟によって1925年2月に結成されたが、水平運動を敵視しようとする内務省の融和政策に批判的であった。さらに、政府に対する陳情や、帝国議会への請願を繰り返し行うなど、議会内での活動も積極的に取り組んだ。内務省はこのような全国融和連盟の活動を快く思わず、これに対抗する組織として新たに中央融和事業協会を創立したのである。

中央融和事業協会の会長となった平沼騏一郎は、1923年の第2次山本内閣で法相として活躍したが、翌年の退官と同時に社会主義・民主主義の隆盛に対する危機感から、国家主義思想を浸透させるために「国本社」を創立して会長に就任していた。そして、新たに創立された中央融和事業協会は、全国融和連盟からの加盟要請を拒否して融和運動の主導権を握り、各地の融和団体を統制しようとした。このように全国融和連盟と中央融和事業協会は、融和運動の全国組織として並立する形で活動を行うようになったが、全国融和連盟の組織の中心であった同愛会の財政難は深刻となっていた。そうした中、同愛会会長であった有馬頼寧は1927年に父親が亡くなり襲爵したことを理由に、運動

の第一線から退いた。その結果、財政難に陥っていた同愛会や帝国公道会は活動を続けることが困難となり、1927年7月に中央融和事業協会に吸収され、これを機に解散した全国融和連盟の活動も中央融和事業協会に引き継がれた。同愛会や全国融和連盟は、融和という国家政策の中でも水平運動を支持するなど、被差別部落の人びとの取り組みに理解を示していたのだが、官製の団体である中央融和事業協会に吸収されていったのである。

第2節 社会事業への影響

中央社会事業協会に設置されていた地方改善部は、中央融和事業協会が創立されると同時に廃止されたが、それは社会事業にどのような影響を与えたのだろうか。この点についてはさらなる検討が必要であるが、中央融和事業協会の創立により、社会事業の領域においては部落問題に対する関心が薄れていったと考えられる。残念なことに、本稿で検討してきた大原社研の発行してきた『日本社会事業年鑑』は、赤字が続いていたこともあり、大正15年版で終刊となった。そのため、以降の社会事業における部落問題の動向を『日本社会事業年鑑』で把握することはできないが、中央融和事業協会の創立以降、社会事業領域において部落問題が取り上げられる場合には、融和事業の動向が中心であり、水平運動はほとんど取り上げられなかった。たとえば、東京府社会事業協会が発行していた『社会福利』には、融和事業に関する論文が時々掲載されたが、水平運動に関する論文はほとんど掲載されなかった³⁶⁾。

また、『日本社会事業年鑑』は後に財団法人中央社会事業協会によって、1933年より『日本社会事業年鑑』（昭和8年版）として再び発行されることになった。だが、そこで取り上げられる部落の動向は、融和事業の動向であり、大原社研の発行してきた『日本社会事業年鑑』のように、水平運動を取り上げることはなかった。なお、中央融和事業協会は1926年から『融和事業年鑑』（大正15年版）の発行を開始したが、その内容は融和事業が中心でありながらもほとんどの年で水平運動についても取り上げていた。

このように、中央融和事業協会の創立によって、社会事業とは別建てで部落問題が論じられるようになった。その結果、社会事業の領域で部落問題への関心が失われ、論じる場合でも、その内容は内務省が主導する融和事業が中心となった。言い換えると、社会事業

は国家政策としての融和事業については論じることもあったが、被差別部落の人びと、つまり国民でありかつマイノリティの声は重視せず、水平運動にもほとんど関心を示さなかったともいえる。同じくマイノリティであるハンセン病患者については、長年、福祉界がハンセン病の問題を医療の手にゆだねて隔離という枠に依存したことに対し反省が行われたが³⁷⁾、被差別部落の人びとというマイノリティに対し、社会事業がどのような態度をとってきたかについて、改めて検討する必要がある。

おわりに

本稿では、1920年代前半の社会事業において、部落問題がどのように論じられたかについて、『日本社会事業年鑑』の内容を中心に検証を行ってきた。『日本社会事業年鑑』は1920年から1926年までの7年間という短い期間の発行であったが、当初使われていた「細民部落」という言葉が次第に使われなくなったり、「部落改善事業」が「地方改善事業」と言い換えられたりするなど、時代を経るごとに部落問題への社会的な対応が変わっていく様子が克明に記されていた。また、全国水平社創立以降は、1923年に社会事業協会に地方改善部が設けられるなど、社会事業として被差別部落の問題に取り組もうとする姿勢が見られた。だが、1925年に地方改善部が廃止されて中央融和事業協会が創立されると、社会事業の領域で部落問題に対する関心が薄れ、部落問題を論じる場合でも内務省が主導する融和事業が中心で、被差別部落の人びとが取り組む水平運動はほとんど取り上げられなくなった。

全国水平社が創立された時代は、近代的な社会事業の成立期でもあり、制度としても慈恵的な貧民救済制度である恤救規則があるのみであった。そして日本の社会事業は、戦後に憲法が公布された後、1950年の（新）生活保護法によって初めて保護請求権が明確になったように、成立期から戦後まもない時期にかけては、社会的な支援を必要とする者が保護を国家に請求するということを想定していなかった。このことを踏まえると、被差別部落の人びとの声が地方改善や融和促進に取り組むべく国を動かしたという事実、すなわちマイノリティの声が国の政策を動かしたという事実は、戦前の社会事業が初めて直面した事態だったと考えられる。そのマイノリティの声を受けて行われた融和事業の内容や、中央融和事業協会の創立後に社会事業がどのように部落問題に関わったかについて検討すること

は、今後の研究課題としたい。

最後に、大原社研が発行した『日本社会事業年鑑』の意義について改めて確認する。社会事業は国が政策として取り組む課題であったが、日本で初めて社会事業に関する科学的な分析を試みた『日本社会事業年鑑』は、民間の大原社研が発行したものであった。そしてその内容は、本稿で確認してきたとおり、研究員らが集めた資料をもとに、融和事業などの国の政策を取り上げるだけでなく、水平運動にみられるように国民による主体的な取り組みをも記述していた。また、『日本社会事業年鑑』（大正10年版）には英語の目次がつけられ³⁸⁾、『日本社会事業年鑑』のタイトルは“The Social Works Year-Book of Japan 1921 Second Issue”と訳されている。ここでいうSocial Worksというのは種々の社会事業を指し、方法論を意味するソーシャルワークという言葉として使われたのではないと思われる。だが、年鑑に英語の目次を付けることで、従来の「慈善」や「救済」でなく、日本で新たに進められている「社会事業」を世界に向けて紹介しようとする先駆的な試みを行ったと言えるのではないか³⁹⁾。

本稿は、愛知県立大学「平成27年度 若手研究者への研究助成」による研究成果の一部である。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部講師

- 1) 藤野豊『同和政策の歴史』解放出版社、1984年、68-70頁。
- 2) 財団法人同和奉公会編『同和事業年鑑』（昭和16年度版）、財団法人同和奉公会、1942年の「同和問題略年表」（214-236頁）を参照。
- 3) たとえば、『日本社会事業年鑑』（大正9年版）では、第1編「日本社会事業概要」において、「水難救助」、「図書館事業」、「公設市場」、「動物愛護会」のように、今日の社会福祉においてはほとんど論じられないテーマが取り上げられている。
- 4) 大正9年版は前年の大正8年までの動向が記載されるなど、それぞれの年鑑で前年までの動向について取り上げられている。
- 5) 発行所については、大正9年版～大正13年版が大原社会問題研究所出版部、大正14年版、大正15年版は同人社書店である。
- 6) 兼田麗子『大原孫三郎——善意と戦略の経営者』中公新書、2012年、137頁。

- 7) 法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所三十年史』法政大学大原社会問題研究所、1954年、159-160頁。
- 8) 大原社研以外に保管されている場所は、奈良の水平社博物館（崇仁自治連合会所有）と、京都の柳原銀行記念資料館（崇仁自治連合会所有）である。
- 9) 全国水平社は、1923年2月に水平社旗として荊冠旗を正式に決定したが、各地で結成された水平社でもそれぞれ独自の幟旗が作成された。千本水平社が結成された京都の千本は、全国水平社の発起人の1人であり、初代委員長となった南梅吉が居を構えていた地域である。初期の全国水平社の活動を支えたのは南の私財であったが、千本では従来の改善団体の流れを汲む人々の影響力が強く、千本水平社が発足したのは全国水平社創立のちょうど1年後にあたる1923年3月3日のことであった。しかし、組織体制は整わず、南の遠島スパイ事件がらみでの委員長の辞任、日本水平社という別組織の結成の打撃は大きく、1920年代半ば以降、千本での水平社の影響は衰退した。ツラッティ千本「ツラッティ千本・研修資料 千本のまち人とその歩み」2013年11月、19-21頁。このことを踏まえると、千本水平社の幟旗は1923年以降から1920年代後半までの間に作られ、短期間使用されたと考えられる。
- 10) 1945年5月24日から25日にかけてのアメリカ軍の空襲によって、東京市淀橋区柏木にあった大原社研の事務所、書庫、および数万冊の図書資料はすべて灰燼に帰した。だが、土蔵中にあった貴重書、外国雑誌、労働運動資料等は、その災を免れることができた。法政大学大原社会問題研究所編、前掲書、1954年、142頁。なお2015年12月現在、大原社研のホームページには「資料検索」の項目が設けられており、戦前からの水平社に関する資料を検索することができる。
- 11) 高野は政府の要請によって労働者代表としてILOが開催する国際労働会議への参加者に任命されたが、大日本労働総同盟友愛会などから反対意見があり、労働団体からの支持・合意を取りつけられなかったとして代表を辞退し、社会的に迷惑をかけたとして東京帝国大学を辞職した。
- 12) 兼田麗子『福祉実践にかけた先駆者たち——留岡幸助と大原孫三郎』藤原書店、2003年、183-184頁。
- 13) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正9年版）、大原社会問題研究所出版部、1920年、95頁。

- 14) 小林丈広「部落改善団体・功労者表彰」社団法人部落解放・人権研究所編『部落問題・人権事典』解放出版社、2001年、905頁。
- 15) 大原社会問題研究所編、前掲書、1920年、95頁。
- 16) 同上、127頁。
- 17) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正11年版）、大原社会問題研究所出版部、1922年、185-186頁。
- 18) 創立時、帝国公道会の会長には伯爵板垣退助、副会長には伯爵大木遠吉と男爵本田親済が選出されたが、彼らはほとんど活動に加わらず、会の幹事長であった大江卓の指導力が圧倒的に強かった。藤野、前掲書、1984年、98-99頁。なお、大江卓は融和運動に参加するにあたって、1914年に得度を受けて僧となり、大江天也と号した。
- 19) 大原社会問題研究所編、前掲書、1920年、127-128頁。
- 20) 大木遠吉は1916年4月の帝国公道会第2次総会において、板垣退助に代わって会長となった。
- 21) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正10年版）、大原社会問題研究所出版部、1921年、48頁。
- 22) 藤野、前掲書、1984年、98頁。
- 23) 大原社会問題研究所編、前掲書、1922年、187頁。
- 24) 秋定嘉和『近代日本人権の歴史——主として部落問題を中心に』明石書店、1992年、94-96頁。
- 25) 大原社会問題研究所編、前掲書、1921年、47頁。なお、「始めて」は原文のままである。
- 26) 同上、48-49頁。
- 27) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正13年版）、大原社会問題研究所出版部、1924年、93頁。
- 28) 同上、96頁。
- 29) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正14年版）、同人社書店、1925年、71頁。
- 30) 崇仁自治連合会と公益財団法人奈良人権文化財団は、「全国水平社創立宣言と関係資料」をユネスコ世界記憶遺産への登録を目指して調査を行ったが、その過程で全国水平社の「宣言」は日本初の人権宣言だけでなく、被差別マイノリティが発した世界初の人権宣言であると明らかになった。2015年8月30日に行われたシンポジウム「人権博物館の国際発信～水平社宣言を世界の記憶に～」資料1頁も参照。
- 31) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正12年版）、大原社会問題研究所出版部、1923年、86頁。
- 32) 大原社会問題研究所編、前掲書、1925年、71頁。
- 33) 大原社会問題研究所編、前掲書、1924年、99頁。
- 34) 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』（大正15年版）、同人社書店、1926年、193頁。
- 35) 財団法人中央社会事業協会編『財団法人中央社会事業協会三十年史』財団法人中央社会事業協会、1935年、133-134頁。
- 36) 水平運動に関連する論文として、山本正男「全国水平社の解消闘争批判」『社会福利』第16巻7月号、東京府社会事業協会、1932年7月、29-40頁、がある。
- 37) 2002年に設置された「ハンセン病問題に関する検証会議」は、2005年3月に最終報告書を発表した。そこでは、福祉界がハンセン病の問題を医療の手にゆだね、隔離という枠に依存したことについて、「生涯にわたる完全な隔離が、その個人の人間としての尊厳をどれほど傷つけ、人格を無視したものであるかの認識が、人権の大切さを掲げる職業集団としては、まことに不十分だった」と批判されている。日弁連法務研究財団 ハンセン病問題に関する検証会議「ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書」2005年3月、376頁。
- 38) この目次で、「細民部落の改善」は“Betterment of the Poor Districts”と訳されている。日本語の「細民部落」という言葉は、被差別部落と貧困地域の両方の意味で使われていたが、年鑑では貧困地域（the Poor Districts）と訳された。なお、1923年9月5日にアメリカの雑誌“THE NATION”に掲載された水平社宣言の全訳においては、原文の「特殊部落民」は“People of the Special Communities”と訳されている。駒井忠之「海外からみた水平社宣言」朝治武・守安敏司編『水平社宣言の熱と光』解放出版社、2012年、219、225頁。
- 39) ちなみに、アメリカにおいて、“Social Work Year Book”が初めて出版されたのは1929年である。